

「保証協会団信」の加入年齢範囲が拡大されます

平成31年4月1日より、信用保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）の加入年齢範囲の拡大及び『「保証協会団信」申込書兼告知書』の様式が変更されますのでお知らせいたします。

◆加入対象者の年齢について◆

	現 行	変 更 後
新規加入できる年齢について	満20歳以上 <u>満66歳未満</u>	満20歳以上 <u>満71歳未満</u>
継続期限について	<u>満70歳</u> となった日の属する 弁済責任期間の末日まで	<u>満75歳</u> となった日の属する 弁済責任期間の末日まで

※新規加入できる年齢の変更は、告知日（「保証協会団信」申込書兼告知書に記載した日付）が基準となります。従いまして、告知日が平成31年3月31日以前の場合は信用保証の申込日が平成31年4月1日以降であっても「満20歳以上満66歳未満」の方が加入対象となります。

※平成31年4月1日時点で保証協会団信に加入中のお客さまについても、「満75歳となった日の属する弁済責任期間（特約料を支払った期間）の末日まで」継続することができます。ご加入中のお客さまには、生命保険会社から個別にご案内が送付されていますので、内容のご確認をお願いいたします。

◆保証協会団信の申込関係様式の変更について◆

上記の加入年齢範囲の拡大に伴い、『「保証協会団信」申込書兼告知書』の様式が変更となります。信用保証の申込日に関わらず、告知日（「保証協会団信」申込書兼告知書に記載した日付）が平成31年4月1日以降となる場合は、新様式をご利用ください。



- ① 告知日が3月31日以前の場合は、旧様式をご利用ください。
（信用保証委託申込書の日付が4月1日以降であっても旧様式となります。）
- ② 告知日が4月1日以降の場合は、新様式をご利用ください。
（信用保証委託申込書の日付が3月31日以前であっても新様式となります。）

本件に関するお問い合わせは、当協会保証事務課（TEL 027-219-6001）までお願いいたします。